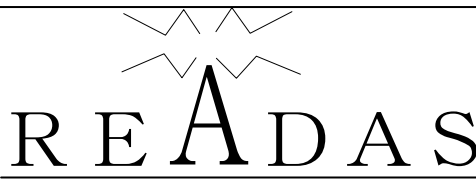


第 5355 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 24日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

租税特別措置の適用状況等

Q：租税特別措置の適用状況が公表されたようですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、会計検査院から法人税関係の租税特別措置の適用状況等についての報告書が公表されました。

租税特別措置(特別措置)とは、国の特定の政策目的を実現させるために、特定の個人や企業の税負担を軽減する措置で、税制の特例として設けられているものです。その関係から、特例措置について適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について検査を実施し、その状況をまとめ、報告することとなっています。今回の主な内容は、次のようなものでした。

①研究開発税制では、関係省庁における24年度分の減収見込額が2591億円だったのに対して減収額が3494億円とその差額が903億円にもなっていたにもかかわらず、26年度の事前評価書や27年度税制改正の際の要望書において何の説明もされることなく、関係省庁から拡充等の要望がなされていた。

②特例措置の対象は幅広い企業や業種としていながら、上位10法人の適用額の合計が適用総額の80%を超えているという実態があるものの、特定の業種や企業に偏りが無いなどの説明があるものもある一方、適用額からみた偏りについては、いずれにおいても説明がなされていない。

